

第53回 定時株主総会 招集ご通知



2022年6月24日（金曜日）
開会 10:00（受付開始 9:00）



東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル
3階展示場

目次

■ 第53回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	13
(添付書類)	
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	27
■ 計算書類	29
■ 監査報告書	31

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
また、議決権行使に関しましては、書面の郵送またはインターネットによる方法もございますのでご利用いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。



新日本空調株式会社

証券コード：1952

証券コード 1952
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

新日本空調株式会社

代表取締役会長 夏井 博史

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル 3階展示場
3. 目 的 事 項
 - 〈報告事項〉
 1. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 〈決議事項〉
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. インターネットによるご提供

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.snk.co.jp/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

- ・ 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、添付書類は、監査等委員会および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.snk.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、省エネルギーへの取組みとして、クールビズにて開催させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

【ご出席を検討されている株主の皆様へのお知らせ】

本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、株主総会当日に発熱や咳等の症状や体調にご不安のある場合は、ご来場をお控えください。なお、会場において体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフがお声掛けし、ご入場をお控えいただく可能性がございます。

会場の運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。ご出席の株主様は、入場前の検温やマスクの着用等感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.snk.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

書面の郵送により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご投函ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、議決権を行使ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月24日（金曜日）開会 10:00（受付開始 9:00）

場所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号 日本橋プラザビル3階展示場

（最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

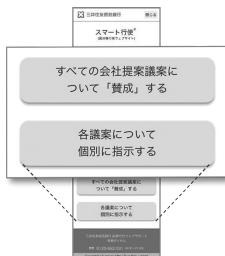
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力の上ログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

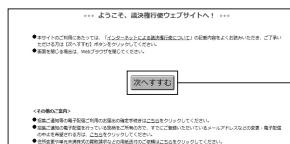
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

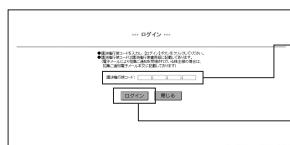
議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

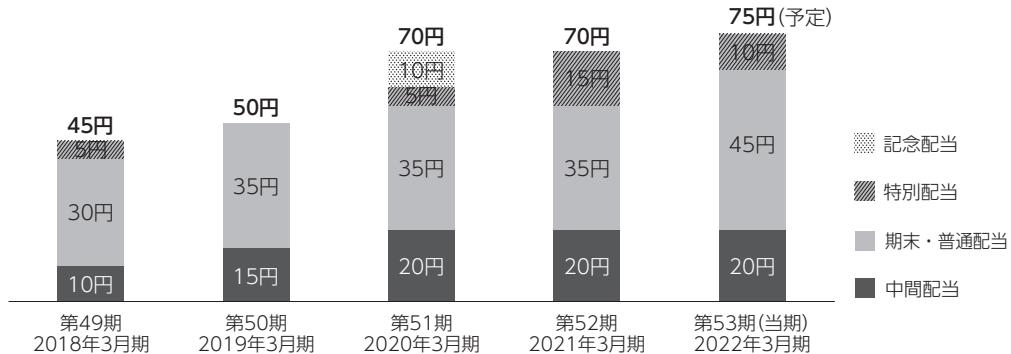
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、安定的に株主の皆様へ還元するため、利益配分に関する基本方針を、連結配当性向30%以上または株主資本配当率（DOE）3%を下限として還元することとしております。

当期の期末配当金につきましては、当基本方針により以下のとおりといたしたいと存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金20円とあわせ75円となり、連結配当性向は32.3%、株主資本配当率（DOE）は4.1%であります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき 55円
(普通配当 45円、特別配当 10円)
配当総額 1,282,418,555円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

<ご参考：配当の状況>



32.0%	38.4%	35.5%	35.1%	32.3%(予定)	連結配当性向
3.3%	3.4%	4.5%	4.1%	4.1%(予定)	株主資本配当率 (DOE)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附 則</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>附 則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する効力等は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前号の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前号の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再 任	なつ い ひろ し 夏 井 博 史	代表取締役会長
2	再 任	まえ かわ しん じ 前 川 伸 二	代表取締役社長経営企画担当
3	再 任	しも もと さと し 下 元 智 史	取締役常務執行役員営業統括担当
4	再 任	えん どう きよ し 遠 藤 清 志	取締役常務執行役員技術統括担当
5	再 任	い どう まさ き 伊 藤 雅 基	取締役上席執行役員首都圏事業本部長
6	再 任	いの うえ きよし 井 上 聖	取締役上席執行役員管理本部長
7	再 任	社外取締役 独立役員 もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹	取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>再 任</p> <p>なつ い ひろ し 夏 井 博 史 (1950年11月4日)</p>	<p>1979年 4 月 当社入社</p> <p>2005年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>2006年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>2006年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>2008年 4 月 当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長</p> <p>2008年 6 月 当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長</p> <p>2010年 6 月 当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長</p> <p>2011年 4 月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長</p> <p>2013年 4 月 当社専務取締役専務執行役員営業本部長</p> <p>2013年 6 月 当社取締役副社長営業本部長</p> <p>2014年 4 月 当社取締役副社長</p> <p>2014年 6 月 当社代表取締役社長</p> <p>2021年 6 月 当社代表取締役会長 (現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 夏井博史氏は、代表取締役会長を務めており、当社グループの経営を長年にわたり牽引し、取締役会議長として議事の活性化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を進めることにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 38,401株</p>		
2	<p>再 任</p> <p>まえ かわ しん じ 前 川 伸 二 (1959年6月5日)</p>	<p>1983年 4 月 当社入社</p> <p>2012年 4 月 当社首都圏事業本部リニューアル事業部副事業部長</p> <p>2016年 4 月 当社首都圏事業本部関東支店長</p> <p>2018年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部関東支店長</p> <p>2019年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>2020年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>2021年 4 月 当社取締役上席執行役員経営企画担当</p> <p>2021年 6 月 当社代表取締役社長経営企画担当 (現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 前川伸二氏は、代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営計画の推進を指揮することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 11,830株</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	<p>再任</p> <p>しももと さとし 下元 智史 (1960年6月28日)</p>	<p>1990年 1月 当社入社</p> <p>2008年 4月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部長</p> <p>2011年 4月 当社執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>2012年 4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>2015年 6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>2016年 4月 当社取締役上席執行役員営業本部長</p> <p>2020年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2022年 4月 当社取締役常務執行役員営業統括担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 下元智史氏は、営業部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 14,619株</p>
4	<p>再任</p> <p>えん どう きよし 遠藤 清志 (1958年1月13日)</p>	<p>1982年 4月 当社入社</p> <p>2011年 4月 当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長</p> <p>2012年 1月 当社首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部副事業部長兼購買センター長</p> <p>2013年 4月 当社首都圏事業本部副本部長兼購買センター長</p> <p>2014年 4月 当社執行役員技術本部長</p> <p>2015年 6月 当社取締役上席執行役員技術本部長</p> <p>2020年 6月 当社取締役常務執行役員技術本部長</p> <p>2022年 4月 当社取締役常務執行役員技術統括担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 遠藤清志氏は、技術部門の責任者として、安全水準および技術品質の向上を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 20,519株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	<p>再 任</p> <p>い とう まさ き 伊 藤 雅 基 (1959年10月30日)</p>	<p>1990年 4 月 当社入社</p> <p>2011年 4 月 当社大阪支店副支店長</p> <p>2014年 4 月 当社執行役員大阪支店長</p> <p>2018年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部産業施設事業部長</p> <p>2019年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼産業施設事業部長</p> <p>2020年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部長</p> <p>2020年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 伊藤雅基氏は、首都圏事業本部の責任者として、技術部門の要職を務めた経験により経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 10,876株</p>
6	<p>再 任</p> <p>いの うえ きよし 井 上 聖 (1964年10月28日)</p>	<p>1987年 4 月 当社入社</p> <p>2012年 4 月 当社管理本部人事部長</p> <p>2015年 4 月 当社管理本部副本部長兼人事部長</p> <p>2018年10月 当社管理本部副本部長</p> <p>2019年 4 月 当社執行役員管理本部長</p> <p>2021年 4 月 当社上席執行役員管理本部長</p> <p>2021年 6 月 当社取締役上席執行役員管理本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 井上聖氏は、管理部門の責任者として、コンプライアンスの徹底を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 7,243株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>再任</p> <p>社外取締役 独立役員</p> <p>もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹 (1950年1月5日)</p>	<p>1973年4月 大蔵省（現財務省）入省 1997年7月 主税局総務課長 1998年7月 大阪大学法学研究科教授 2003年1月 東京税関長 2004年7月 プリンストン大学客員研究員・講師兼コロンビアロースクール客員研究員 2005年7月 財務省財務総合政策研究所長 2007年1月 財務省財務総合政策研究所特別研究官（現任） 2007年4月 中央大学法科大学院教授 2015年6月 当社取締役（現任） 2018年3月 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹（現任）</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>森信茂樹氏は、社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただける適切な人材と判断いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めており、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性、妥当性の判断において、必要な助言および提言を行っており、引き続き実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>【所有する当社株式の数】 6,829株</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 森信茂樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、森信茂樹氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 森信茂樹氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
5. 当社は、森信茂樹氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約内容の概要は、事業報告23頁に記載のとおりです。候補者は、いずれもすでに当該契約の被保険者となっており、各氏の再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、当社は、当該契約の更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役水野靖史、東海秀樹の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任	みずのやすし 水野靖史	取締役監査等委員
2	再任	とうかいひでき 東海秀樹	取締役監査等委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	再任 社外取締役 独立役員 みずのやすし 水野靖史 (1971年1月24日)	1996年4月 弁護士登録 遠藤・萬場総合法律事務所（現フェアネス法律事務所）所属 2004年10月 フェアネス法律事務所パートナー（現任） 2017年6月 当社取締役 2020年6月 当社取締役監査等委員（現任）
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>水野靖史氏は、監査等委員である社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。また、客観的かつ公正な立場で経営に関し適法性、妥当性の観点から必要な助言および提言を行っていただき、引き続き実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>【所有する当社株式の数】 2,049株</p>	
2	再任 社外取締役 独立役員 とうかいひでき 東海秀樹 (1954年1月18日)	1972年4月 東京国税局入局 2007年7月 気仙沼税務署長 2008年7月 国税庁長官官房主任監察官 2011年7月 柏税務署長 2012年7月 東京国税局調査第三部次長 2013年7月 芝税務署長 2014年8月 税理士登録 東海秀樹税理士事務所開設（現任） 2015年5月 ミニストップ(株)監査役（現任） 2018年6月 (株)エーアンドエーマテリアル取締役（現任） 2019年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役監査等委員（現任）
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>東海秀樹氏は、監査等委員である社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。税理士としての専門的知見ならびに行政分野等に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。また、客観的かつ公正な立場で経営に関し適法性、妥当性の観点から必要な助言および提言を行っていただき、引き続き実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>【所有する当社株式の数】 3,461株</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 水野靖史、東海秀樹の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、水野靖史、東海秀樹の両氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 水野靖史、東海秀樹の両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。なお、水野靖史氏は、監査等委員である社外取締役就任前は当社の社外取締役であり、その在任期間は3年であります。また、東海秀樹氏は、監査等委員である社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、その在任期間は1年であります。
5. 当社は、水野靖史、東海秀樹の両氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約内容の概要は、事業報告23頁に記載のとおりです。候補者は、いずれもすでに当該契約の被保険者となっており、両氏の再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、当社は、当該契約の更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

<ご参考：取締役のスキル・マトリックス>

当社が持続的に成長するために、当社取締役として重要と考える専門性を「企業経営/経営戦略」、「技術/研究開発」、「営業/マーケティング」、「税務/財務/会計」、「法務/リスク/管理」、「サステナビリティ」、「IT/DX」とし、これらの専門性を有する取締役で取締役会を構成しております。

第3号議案および第4号議案が原案のとおり可決された場合、当社取締役会の構成は以下のとおりとなります。今後も取締役の専門性や構成のバランスについては、引き続き検討してまいります。

	氏名	指名・報酬委員会	専門性						
			企業経営 経営戦略	技術 研究開発	営業 マーケ ティング	税務 財務 会計	法務 リスク 管理	サステナ ビリティ	IT DX
取締役	夏井博史		○	○	○				○
	前川伸二		○	○					○
	下元智史		○		○				○
	遠藤清志		○	○					○ ○
	伊藤雅基			○					○
	井上 聖	○				○	○	○	
	森信茂樹 <small>社外 独立</small>	○				○	○		
監査等委員	森本利彦					○	○		
	水野靖史 <small>社外 独立</small>	○					○		
	東海秀樹 <small>社外 独立</small>				○	○			
	梅原由美子 <small>社外 独立</small>		○						○

(注) 上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済状況は、新型コロナウイルスの全世界的まん延が依然衰えず、人々の暮らしや企業活動に大きな影響を与え続け、加えてロシアのウクライナ侵攻により、景気の先行き不透明感が高まりました。日本経済においては、新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置が解除され、企業の景況感にはバラつきがあるものの、ようやく回復の兆しが見えだしました。

建設業界におきましては、都心を中心とした再開発案件や製造業の設備投資は引き続き堅調でしたが、資機材・労務費・運搬費の上昇傾向や技術者・技能労働者不足は継続しております。また、AIやIoTを活用した技術革新と、カーボンゼロへの対応、デジタルトランスフォーメーション、働き方改革による生産性向上への取組みは不可欠となり、さらに、気候変動などの地球環境問題への配慮、従業員の健康・労働環境への配慮など、サステナビリティを巡る課題への対応は、今後の事業の継続・成長には欠かすことのできない経営課題となりました。

このような環境下、当社グループは、10年ビジョン「SNK Vision 2030」を、「新日本空調グループは、持続可能な地球環境の実現とお客様資産の価値向上に向け、ナレッジとテクノロジーを活用するエンジニア集団を目指します。」と定め、達成に向けた第1フェーズとして中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase I】(2020年度～2022年度)を策定し、5つの基本戦略である①事業基盤増強戦略、②収益力向上戦略、③人的資本戦略、④デジタル変革戦略、⑤企業統治戦略を掲げ、計画2年目の事業運営を進めてまいりました。

その結果、グループ全体の受注工事高は前期比12.5%増の1,161億9千7百万円、完成工事高は前期比0.5%減の1,067億1千8百万円となりました。また、次期繰越工事高は94億7千9百万円増の778億8千3百万円となりました。

利益につきましては、完成工事総利益は前期比4.5%増の145億4千6百万円、営業利益は前期比7.8%増の68億8千1百万円、経常利益は前期比10.3%増の73億6千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比16.5%増の54億3百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	受 注 工 事 高			完 成 工 事 高		
	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)	前期比	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)	前期比
設備工事業	103,254	116,197	12.5%	107,253	106,718	△0.5%

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度からスタートした中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase I】（2020年度～2022年度）を定め、その経営課題を、10年ビジョン「SNK Vision 2030」の5つの基本戦略である①事業基盤増強戦略、②収益力向上戦略、③人的資本戦略、④デジタル変革戦略、⑤企業統治戦略、としました。

本経営計画は「SNK Vision 2030」で掲げた基本方針、「新日本空調グループは、持続可能な地球環境の実現とお客様資産の価値向上に向け、ナレッジとテクノロジーを活用するエンジニア集団を目指す。」ための経営課題であり、向上させるべき企業価値を、価値創造の根幹である人的資本、関係資本、組織資本にサステナビリティ資本を加えた4つの知的資本と定め、地球規模の環境保全を意識した自然資本の持続的成長を約束しつつ、4つの知的資本を活かし続ける変革、研鑽と将来への跳躍をスローガンとして、企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額（無形固定資産への投資を含む）は4億8千万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	120,530	107,304	103,254	116,197
完 成 工 事 高	122,389	120,106	107,253	106,718
経 常 利 益	4,235	6,810	6,676	7,366
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	3,095	4,603	4,637	5,403
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	130円27銭	197円07銭	199円51銭	231円88銭
総 資 産	102,025	98,925	98,634	99,966
純 資 産	43,064	44,402	50,704	53,813

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値等となっております。

(6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
設備工事業	57,900	99,111	92,049	64,962

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新日空サービス株式会社	100百万円	100.0%	設備工事業
日宝工業株式会社	100	100.0	設備工事業
新日空(中国)建設有限公司	699	100.0	設備工事業
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED	263	100.0	設備工事業
SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	358	100.0	設備工事業

(8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

(9) 主要な事業所

当 社	本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
	事業部等	首都圏事業本部・都市施設事業部・リニューアル事業部・産業施設事業部・ソリューション事業部(東京都)、原子力事業部(神奈川県)
	支 店	北海道、東北(宮城県)、関東(千葉県)、横浜、名古屋、大阪、中国(広島県)、九州(福岡県)、シンガポール
	研 究 所	技術開発研究所(長野県)
子会社	国 内	新日空サービス株式会社(東京都) 日宝工業株式会社(神奈川県)
	海 外	新日空(中国)建設有限公司(中国) SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED (スリランカ、モルディブ) SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD. (シンガポール、ミャンマー、カンボジア)

(10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,585名	13名減

2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,103名	16名増

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,722百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,100
株式会社三菱UFJ銀行	622
株式会社みずほ銀行	500

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 84,252,100株
- (2) 発行済株式の総数 24,282,225株
- (3) 株主数 6,144名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,073 千株	8.89 %
新日本空調協和会	2,052	8.80
三井物産株式会社	1,266	5.43
株式会社東芝	1,255	5.38
株式会社三井住友銀行	1,006	4.31
新日本空調従業員持株会	900	3.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	832	3.57
三井住友信託銀行株式会社	800	3.43
日本電設工業株式会社	760	3.26
三井不動産株式会社	500	2.14

(注) 持株比率については、自己株式（965,524株）を控除した株式数（23,316,701株）より算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を取締役に支給することとしております。その具体的な支給時期および配分については取締役会において決定しており、当事業年度中に交付した当該株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	12,714株	6名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	夏 井 博 史	
代表取締役社長	前 川 伸 二	経営企画担当
取 締 役	下 元 智 史	常務執行役員営業本部長
取 締 役	遠 藤 清 志	常務執行役員技術本部長
取 締 役	伊 藤 雅 基	上席執行役員首都圏事業本部長
取 締 役	井 上 聖	上席執行役員管理本部長
取 締 役	森 信 茂 樹	財務省財務総合政策研究所特別研究官 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
取 締 役 (常勤監査等委員)	森 本 利 彦	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 野 靖 史	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	東 海 秀 樹	税理士 ミニストップ(株)監査役 (株)イーアンドエーマテリアル取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	梅 原 由 美 子	Value Frontier(株)代表取締役 里山エナジー(株)取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役山田勇夫、鶴野隆一の両氏は、2021年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 取締役森信茂樹氏および監査等委員である取締役水野靖史、東海秀樹ならびに梅原由美子の各氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役森信茂樹氏および監査等委員である取締役水野靖史、東海秀樹ならびに梅原由美子の各氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役東海秀樹氏は税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役森本利彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、経営会議等の取締役会以外の重要な会議への出席のほか、日常的な情報収集や内部監査部門等との十分な連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員および社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する損害は填補の対象外とし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は、全額会社負担としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。決定方針については、代表取締役が指名・報酬委員会へ方針を諮問し、その審議による答申を受けた後、取締役会の決議により決定しております。

決定方針の概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の報酬の種類とその割合の目安を、固定報酬としての基本報酬60%、業績連動報酬30%、非金銭報酬としての株式報酬10%とし、算定することといたしております。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、株主総会の決議（2020年6月26日開催定時株主総会）により取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査等委員である取締役は年額72百万円以内と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は4名であります。また、当該報酬とは別枠にて、同株主総会の決議により、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の員数は7名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議にもとづき、代表取締役社長前川伸二が取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の具体的金額、支給時期であり、また、これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額等を決定できると判断したためであります。

なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が指名・報酬委員会へ報酬の額、その算定方法に関する方針を諮問し、取締役会はその審議による答申を尊重し決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	311 (8)	162 (8)	122 (-)	26 (-)	9 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	48 (25)	48 (25)	- (-)	- (-)	6 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬の額は、当事業年度に係る賞与であります。
業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、当社の業績、中期経営計画の各事業年度の目標値に対する達成度および職員の賞与水準等にもとづいて算出し、決定する方針としており、当事業年度については、当該業績指標を反映し算出しております。
2. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
3. 報酬等には、2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名分および取締役（監査等委員）2名分（うち社外取締役1名）を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況および期待する役割に関して行った職務の概要
取 締 役	森 信 茂 樹	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、行政分野等における豊富な経験と幅広い知見にもとづき、持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監督を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性、妥当性の判断において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 野 靖 史	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。 また、指名・報酬委員会およびリスク管理委員会の委員を務め、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性と妥当性の判断ならびにリスク管理に関する方針の審議決定において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	東 海 秀 樹	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	梅 原 由 美 子	監査等委員である取締役就任後に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、経営者および環境・サステナビリティの専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が監査等委員会規程に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	15,566	支払手形・工事未払金	27,239
受取手形・完成工事未収入金等	52,912	電子記録債務	3,118
電子記録債権	1,940	短期借入金	3,944
未成工事支出金	1,333	1年内返済予定の長期借入金	200
その他の棚卸資産	45	リース債務	30
その他	1,824	未払法人税等	1,423
貸倒引当金	△283	未成工事受入金	2,486
流動資産合計	73,338	役員賞与引当金	161
固定資産		完成工事補償引当金	88
有形固定資産		工事損失引当金	555
建物・構築物	6,237	その他	4,686
機械・運搬具・工具器具備品	1,201	流動負債合計	43,934
土地	609	固定負債	
リース資産	68	リース債務	39
減価償却累計額	△5,414	繰延税金負債	1,877
有形固定資産合計	2,701	退職給付に係る負債	277
無形固定資産		その他	24
ソフトウェア	578	固定負債合計	2,218
リース資産	40	負債合計	46,153
その他	83	(純資産の部)	
無形固定資産合計	703	株主資本	
投資その他の資産		資本金	5,158
投資有価証券	21,278	資本剰余金	6,913
退職給付に係る資産	128	利益剰余金	34,282
繰延税金資産	245	自己株	△1,528
その他	1,759	株主資本合計	44,826
貸倒引当金	△190	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産合計	23,222	その他有価証券評価差額金	8,477
固定資産合計	26,627	為替換算調整勘定	394
資産合計	99,966	その他の包括利益累計額合計	8,871
		新株予約権	114
		純資産合計	53,813
		負債純資産合計	99,966

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
完成工事高		106,718
完成工事原価		92,172
完成工事総利益		14,546
販売費及び一般管理費		7,664
営業利益		6,881
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	330	
為替差益	66	
その他の	47	512
営業外費用		
支払利息	14	
支払保証料	5	
その他の	7	27
経常利益		7,366
特別利益		
固定資産売却益	75	
投資有価証券売却益	489	565
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券売却損	12	
投資有価証券評価損	19	33
税金等調整前当期純利益		7,898
法人税、住民税及び事業税	2,468	
法人税等調整額	25	2,494
当期純利益		5,403
親会社株主に帰属する当期純利益		5,403

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		92,049
完成工事原価		79,983
完成工事総利益		12,065
販売費及び一般管理費		6,875
営業利益		5,189
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	1,342	
その他の	52	1,404
営業外費用		
支払利息	9	
支払保証料	5	
その他の	0	15
経常利益		6,579
特別利益		
固定資産売却益	73	
投資有価証券売却益	489	562
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	12	13
税引前当期純利益		7,129
法人税、住民税及び事業税	1,823	
法人税等調整額	50	1,873
当期純利益		5,255

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀保彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野博嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芳賀保彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水野博嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

新日本空調株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 森 本 利 彦
監 査 等 委 員 水 野 靖 史
監 査 等 委 員 東 海 秀 樹
監 査 等 委 員 梅 原 由 美 子

(注) 監査等委員水野靖史、東海秀樹および梅原由美子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本橋プラザビル 3階展示場
東京都中央区日本橋2丁目3番4号



最寄駅のご案内

JR 東京駅 … 八重洲北口から徒歩約5分

地下鉄…………… 東京メトロ ● 銀座線、● 東西線、都営地下鉄 ● 浅草線
「日本橋」駅 B3出口から徒歩約2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。